

附則

この規則は、公布の日から施行する。

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年五月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都規則第百八十一号

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する

条例施行規則の一部を改正する規則

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則(昭和四十二年東京都規則第百三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第四常時介護を要する状態の項中「十万四千五百七十円」を「十万四千九百五十円」に、「五万六千七百九十円」を「五万七千三十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千二百九十円」を「五万二千四百八十円」に、「二万八千四百円」を「二万八千五百二十円」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)別表第四の規定は、平成二十八年四月一日(以下「適用日」という。)以後の期間に係る介護補償について適用し、適用日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

3 適用日からこの規則の施行の日(以下「施行日」とい

う。)の前日までの間において、この規則による改正前の特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の規定に基づき支給された介護補償(適用日から施行日の前日までに係る分に限り)は、新規則の規定に基づく介護補償の内払とみなす。

告 示

●東京都告示第千二十五号

平成二十八年第二回東京都議会定例会を、六月一日に招集する。

平成二十八年五月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都告示第千二十六号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき月島一丁目3、4、5番地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年五月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 組合の名称

月島一丁目3、4、5番地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十二年五月二十一日から平成二十八年十月三十一日まで

三 施行地区

中央区月島一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

中央区月島一丁目二十六番四号

平成二十二年五月二十一日

五 事業計画の変更の認可の年月日

平成二十八年五月二十五日

●東京都告示第千二十七号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第七条の十六第一項の規定に基づき豊洲二丁目駅前地区第一種市街地再開発事業の規約及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第七条の十五第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年五月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施行者の氏名又は名称

三井不動産株式会社及び江東区

二 事業施行期間

平成二十四年八月三十日から平成三十三年二月二十八日まで

三 施行地区

江東区豊洲二丁目地内

四 第一種市街地再開発事業の名称

豊洲二丁目駅前地区第一種市街地再開発事業

五 事務所の所在地

中央区銀座六丁目十七番一号 五階

六 施行認可の年月日

平成二十四年八月三十日

七 規約及び事業計画の変更の認可の年月日

平成二十八年五月二十五日

●東京都告示第千二十八号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第四十条第一項の規定に基づき、(仮称)イオンモールむさし村山計画について、環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)の提出があったので、同条例第四十四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年五月二十五日

東京都知事 舩 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

イオンモール株式会社

代表取締役社長 吉田 昭夫

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

二 対象事業の名称及び種類

(仮称)イオンモールむさし村山計画

自動車駐車場の増設

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、既存施設であるイオンモールむさし村山の敷地内に商業施設及び駐車場を増築するとともに、東側に隣接する敷地内に商業施設及び駐車場の設置を行うものである。

四 周知地域の範囲

武蔵村山市 榎一丁目、榎二丁目、榎三丁目、伊奈平一丁目、伊奈平二丁目、三ッ藤一丁目、三ッ藤二丁目、残堀一丁目、本町一丁目、本町二丁目、中央一丁目、中央二丁目、学園一丁目、学園五丁目及び大南一丁目

の区域

立川市 上砂町六丁目の区域

五 調査、予測及び評価の項目

事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の地域概況を考慮した結果、大気汚染、騒音・振動、水循環、日影、景観、廃棄物及び温室効果ガスを調査、予測及び評価の項目として選定している。

六 調査計画書の縦覧

(一) 期間

平成二十八年五月二十五日から同年六月三日まで。

ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 武蔵村山市協働推進部環境課

イ 立川市環境下水道部環境対策課

ウ 立川市泉町千五百十六番地の九

エ 東京都環境局総務部環境政策課

オ 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎八階

カ 東京都多摩環境事務所管理課

キ 立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

平成二十八年六月十三日

(四) 提出先

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

●東京都告示第千二十九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

平成二十八年五月二十五日

東京都知事 舩 添 要 一

(一) 路線名

都道環状七号線

(二) 指定する区間

足立区鹿浜四丁目一番九地先から同区江北五丁目五番三地先まで

(三) 指定の概要

別図表示①のとおり

(四) 路線名

都道東京鳩ヶ谷線

(五) 指定する区間

足立区椿一丁目六番十地先から同区椿二丁目二十一番三地先まで

(六) 指定の概要

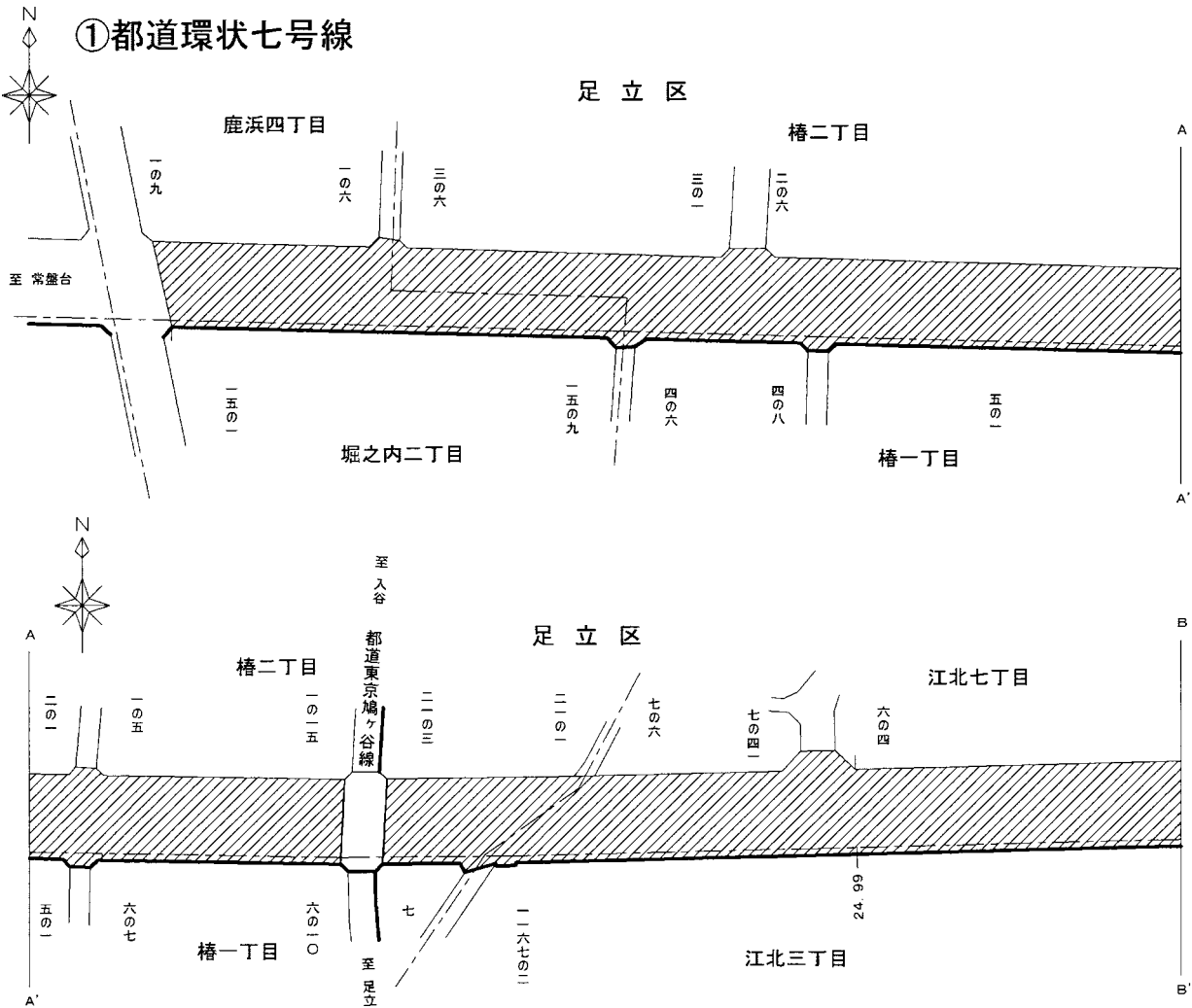
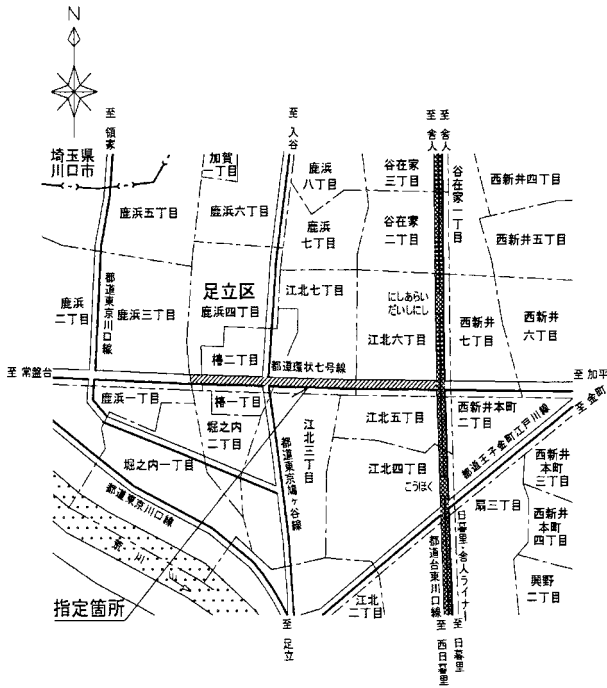
別図表示②のとおり

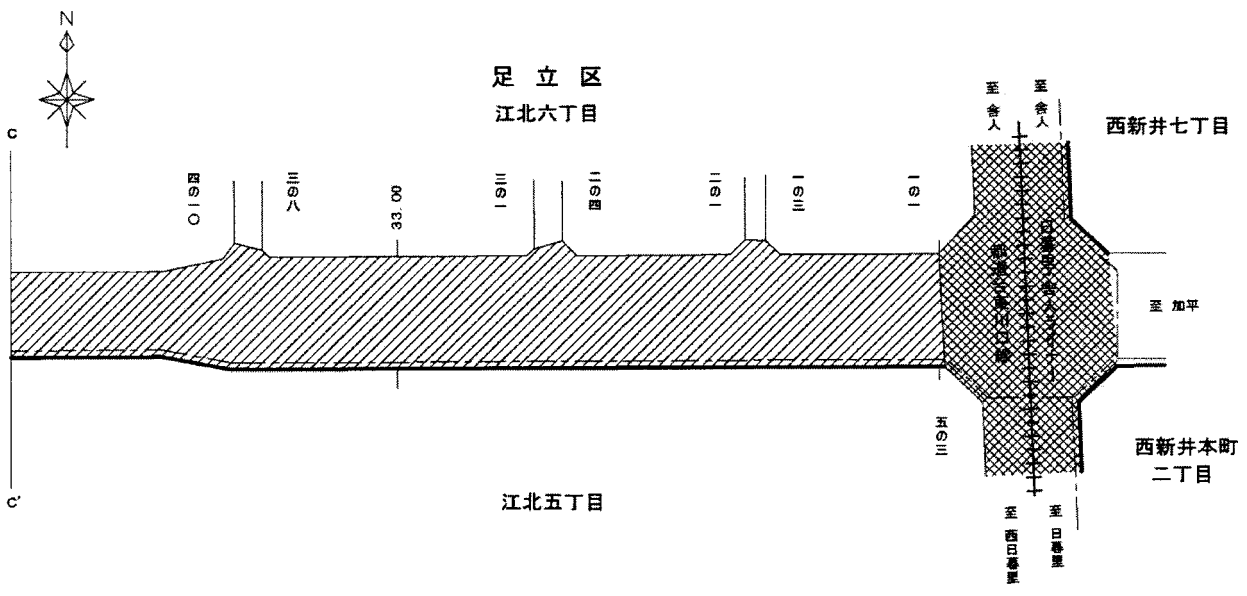
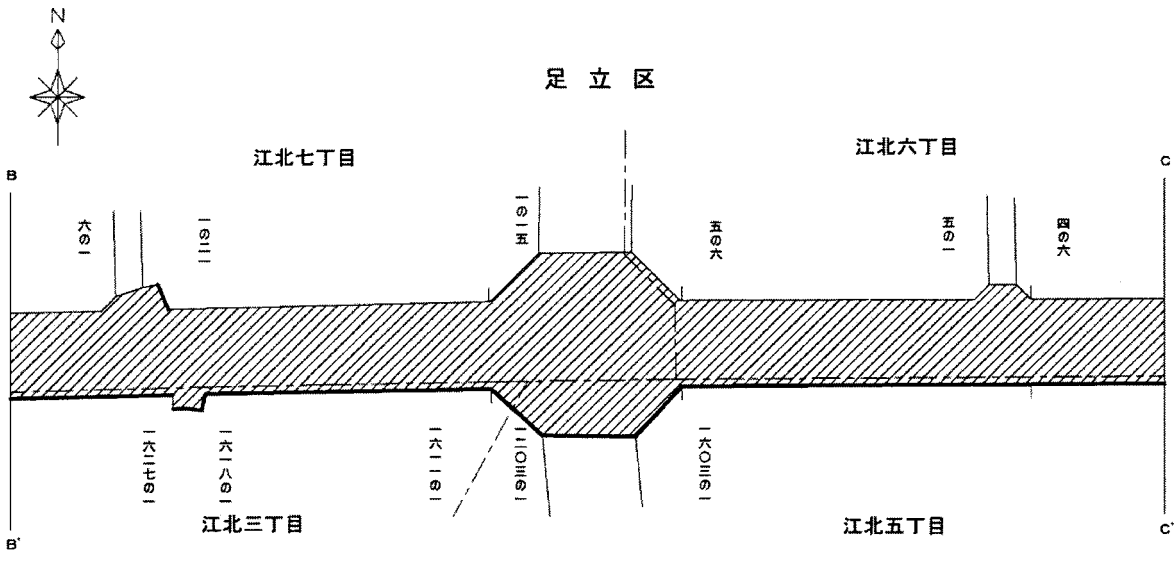
別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
 都道環状七号線
 都道東京鳩ヶ谷線
 足立区鹿浜四丁目～江北五丁目

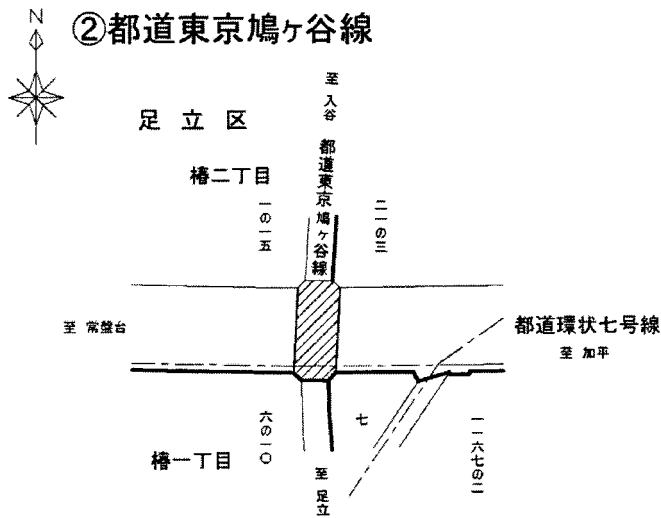
- ① 都道環状七号線
- ② 都道東京鳩ヶ谷線

(電線共同溝予定名称) 延長 一、二二一・九七メートル
 (電線共同溝予定名称) 延長 二九・二五メートル
 (電線共同溝予定名称) 東京鳩ヶ谷・一号





②都道東京鳩ヶ谷線



告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第五十号

次の施設について、個人演説会等を開催できる施設としての指定を取り消した旨、報告があった。

平成二十八年五月二十五日

東京都選挙管理委員会

報告年月日	区市町村選挙管理委員会名	施設の名称	所在地
平成28年4月26日	江東区選挙管理委員会	江東区青少年センター・ホール	江東区亀戸七丁目4番16号

●東京都選挙管理委員会告示第五十一号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十八年五月二十五日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 所在地

武蔵野徳洲会病院 西東京市向台町三丁目五番四十八号

●東京都選挙管理委員会告示第五十二号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設として指定した次の施設につき、その指定を取り消した。

平成二十八年五月二十五日

東京都選挙管理委員会

施設の名 称 所 在 地

東京女子医科大学附属青 港区北青山二丁目七番十三号
山病院

東京都東村山老人ホーム 東村山市青葉町一丁目七番地一

公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十四
条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、
同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例
の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三
号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年五月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人全国盲導犬施設連合会

二 代表者の氏名

井上 幸彦

三 主たる事務所の所在地

東京都新宿区住吉町五番一号 吉村ビル二階

四 認定の有効期間

平成二十八年四月二十八日から平成三十三年四月二十
七日まで

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001



この用紙は、再生紙のうえ
 リサイクルできます。